

## ◎特別職の職員の給与に関する法律等

### の一部を改正する法律

(平成三十二年一月三〇日法律第五四号)

#### 一、提案理由(平成三十二年一月二日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

引き続き、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与改定にあわせて、必要な改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

す。

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うこととしております。

.....(略).....

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院総務委員長報告(平成三十二年一月一八日)

○原口一博君 ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、各案の要旨について申し上げます。

.....(略).....

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うおとするものであります。

.....(略).....

以上の各案は、いずれも、去る十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑に入りました。去る十六日、質疑を終局いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、みんなの党から修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、各案及び修正案について討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....  
以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院総務委員長報告(平成二十二年一月二六日)

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に準じ、特別職の職員の給与の額を引き下げるものであります。

.....(略).....  
委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、公務員に対する労働基本権付与の検討状況、人事院勧告を超える給与削減の具体的方策とスケジュール、公務員の定員純減及び国の出先機関改革の必要性等について質疑が行われました。

.....(略).....  
次いで、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して松下新平理事より、一般職給与法改正案の原案及び修正案並びに特別職給与法改正案に反対、公務員育児休業法改正案に賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より、一般職給与法改正案の原案及び修正案に反対、特別職給与法改正案及び公務員育児休業法改正案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

.....(略).....  
次に、特別職給与法改正案は多数をもって、公務員育児休業法改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....  
以上、御報告申し上げます。